

北海道知事
北海道議会議員

4月12日(日)

投票日

江別市長
江別市議会議員

4月26日(日)

統一地方選挙



忘れずに投票しましょう

今年は、4月12日(日)に北海道知事・道議会議員選挙、4月26日(日)に江別市長・市議会議員選挙が行われます。皆さんから選ばれた知事や市長、議員には、予算や条例の議決など、住民の意思を地方政治に反映させる重要な役割があります。忘れずに投票しましょう。

期日前投票

仕事や旅行などで、選挙当日、投票所に行くことができない方は、「期日前投票」ができます。

【期日前投票の期間】

◆知事選挙

3月27日(金)～4月11日(土)

◆道議会議員選挙

4月4日(土)～4月11日(土)

◆市長・市議会議員選挙

4月20日(月)～4月25日(土)

※知事と道議会議員選挙では、期日前投票の開始日が異なりますのでご注意ください。

【会場・時間・必要なもの】

▽会場 市民会館1階小ホール

▽時間 8時30分～20時

▽持参するもの「投票所のごあんない」または本人確認ができるもの(免許証・保険証など)。

※「投票所のごあんない」裏面の宣誓書を、あらかじめ記載して持参すると、手続きがスムーズに済みます。

※「投票所のごあんない」発送予定日

①知事・道議 3月22日頃

②市長・市議 4月16日頃

不在者投票

長期出張などで 江別市を離れている方

市内で投票をすることができない方は、江別市の選挙管理委員会に投票用紙を請求していただくと滞在地の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。投票用紙の請求はお早めをお願いします。

医療機関や施設に入院 または入所されている方

病院、介護老人保健施設、老人ホーム、身体障害者支援施設など特定の施設に入院または入所している方は、その施設内で不在者投票ができる場合があります。

その施設が、不在者投票ができる施設として指定されていることが条件ですので、施設の事務局などに確認してください。

身体に障がいのある方は 郵便投票ができます

身体に重い障がいがあり、投票所まで行けない方は、郵便により投票する制度があります。

【対象となる方】

①身体障害者手帳の交付を受けていて、両下肢、体幹、移動機能の障がいの程度が1級もしくは2級の方、内臓機能の障がいの程度が1級もしくは3級の方、または免疫・肝臓の障がいの程度が1級から3級の方。

②戦傷病者手帳の交付を受けていて、両下肢、体幹の障がいの程度が特別項症から第2項症までの方、または内臓機能の障がいの程度が特別項症から第3項症までの方。

③介護保険の被保険者証の要介護状態区分が5の方。

【手続き】

郵便投票は、事前に選挙管理委員会に申請が必要です。また、一定の要件のもと代理記載制度もあります。

統一地方選挙(知事・道議・市長・市議)に関する問い合わせ先
江別市選挙管理委員会事務局

〒067-8674 高砂町6 市役所第二別館1階 ☎381-1052

立候補予定者説明会

道議、市長、市議の立候補予定者を対象に、スムーズに立候補の手続きをしていただくため、次のとおり説明会を開催します。なお、会場の都合により、出席者については、1人の立候補予定者につき2名までとします。

【日時・会場】

■北海道議会議員

3月5日(木) 15時～17時 / 市民会館36号

■江別市長・江別市議会議員

3月11日(水) 15時～17時 / 市民会館37号

引っ越しシーズンの お手続きは、 余裕をもってお早めに！

【詳細】市民課 ☎ 381-1020

3月・4月は新生活を迎える方が多く、引っ越しに伴う手続きで窓口が大変混雑します。例年の混雑状況を参考に作った混雑予想カレンダーを来庁時にご活用ください。

また、手続き終了までに長時間お待たせすることも予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。

市役所本庁舎以外に開設している窓口（右下※1）や夜間証明交付窓口、コンビニでの証明交付などの手段も併せてご利用ください。

混雑予想カレンダー

- × とても混雑します
- △ 混雑します
- 若干混雑します
- ◎ それほど混雑しません

3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	○	◎	◎	◎	◎	
8	9	10	11	12	13	14
	○	◎	◎	◎	◎	
15	16	17	18	19	20	21
	○	○	○	○	△	
22	23	24	25	26	27	28
	×	△	△	△	×	
29	30	31				
	×	×				

4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			×	×	×	
5	6	7	8	9	10	11
	×	△	△	△	△	
12	13	14	15	16	17	18
	△	○	○	○	○	
19	20	21	22	23	24	25
	○	◎	◎	◎	◎	
26	27	28	29	30		
	○	◎		◎		

※このカレンダーは例年の届出件数などから予想するものです。天候などの状況により混雑の程度は大幅に変わる恐れがありますのでご了承ください。

※手続き終了までに最大で**3時間程度**お待たせする場合がございます。事前の住民基本台帳カードのコンビニ利用申請や、各証明交付窓口などのご利用もご検討ください。

夜間証明交付窓口

毎週火・木曜日17時15分～20時（詳細は21ページ）※住民登録の異動の手続きはできません。

お待たせしません！

「証明書等コンビニ交付サービス」

住民基本台帳カード



台帳カードをお持ちの方で、サービス利用申請をしている方は、コンビニエンスストアで住民票の写しなどの各種証明書を取得できます。混雑する窓口と並ぶ手間が省けますので、あらかじめ申請し、ご利用ください。

※1 本庁舎以外の証明交付窓口

受付時間

平日8時45分～17時15分

会場／①水道庁舎内証明交付窓口（菟ヶ岡1-4）②野幌鉄南地区センター内証明交付窓口（東野幌本町62-1）③豊幌地区センター証明交付窓口（豊幌686-10）

取り扱う証明書など

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の証明書（※水道、鉄南のみ）、税務に関する証明書

市役所大麻出張所でも可能な手続き（☎382-4855）

住民登録の異動、各種証明書の発行（住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の証明書）、住民基本台帳カード・公的個人認証、戸籍の届出、税務に関する証明書

市外への引っ越しで必要な届け出

大学への進学でひとり暮らしを始める方や、就職や転居などで引っ越し方は住民登録の異動の手続きが必要です。

市外へ引っ越し場合、江別市であらかじめ転出の届出を

しましょう。届出は転出予定日の2週間前からできますので、お早めにごぞ。

住民基本台帳カードをお持ちの方は、ご提示のうえ届出すると、転出証明書を取得する手間を省けます。

手続き方法

①窓口での届出

●必要なもの

- ・本人確認書類（左ページ参照）
- ・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

※本人と別世帯の代理の方が届出する場合には、本人からの「委任状」が必要です。

●受付窓口

市役所本庁舎市民課、市役所大麻出張所

●受付時間

平日8時45分～17時15分

ちょっと待って！
引っ越す前に



その他の手続き

項目	江別での手続き／担当部署
印鑑登録をしている方	印鑑登録証（カード）をお返しく下さい。 市民課市民係（☎ 381-1020）
国民健康保険に加入している方	国民健康保険被保険者証をお返しく下さい。 国保年金課国保賦課係（☎ 381-1028）
後期高齢者医療保険に加入している方	後期高齢者医療被保険者証をお返しく下さい。 医療助成課高齢者医療係（☎ 381-1403）
各種医療費（乳幼児・ひとり親家庭・重度心身障がい者）受給者証をお持ちの方	受給者証をお返しく下さい。新住所地で医療費助成の申請をする場合は、所得課税証明書が必要です。市民課市民係（☎ 381-1012）でご請求ください。 医療助成課医療助成係（☎ 381-1403）
介護保険に加入している方	介護保険被保険者証をお返しく下さい。 医療助成課高齢者医療係（☎ 381-1403）
公立の小中学校に通学しているお子さんがいる方	現在の学校から「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」の交付を受け、新しい学校に持参して手続きしてください。 学校教育課学校教育係（☎ 381-1058）
江別市の標識が付いたバイク（125cc以下）をお持ちの方	「標識（ナンバープレート）」と「標識交付証明書」をお持ちのうえ、廃車手続きをしてください。新しい市町村での登録に必要な「廃車申告受理証明書」をお渡します。 市民課課税制係（☎ 381-1012）
水道・下水道	引っ越しをする1週間ほど前に、水道部営業センター収納担当（☎ 385-1215）へ、移転先とともにご連絡ください。

- ② 郵送での届出
- 「転出証明書郵送請求書」郵送による転出届」を江別市市民課へ送付する方法です。様式は市HPや各証明交付窓口にあります。
- 郵送するもの
 - 転出証明書郵送請求書（郵送による転出届）
 - 本人確認書類の写し（下記参照）
 - 返信用封筒（宛先記入、切手貼付のもの）
 - 住民基本台帳カードのコピー（お持ちの方のみ）
- 郵送先／〒067-8674 高砂町6 江別市役所市民課宛

本人確認書類とは

以下の①、②のいずれか

- ① 運転免許証・住民基本台帳カード（顔写真付き）・パスポート・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・運転経歴証明書など、官公署が発行した顔写真付きの書類／1点
- ② 健康保険証・後期高齢者証・年金手帳（証書）・介護保険証・各種受給者証・学生証（顔写真付き）など／2点

引っ越しごみの処理

【詳細】 廃棄物対策課 ☎ 383-4217

一回にごみステーションに出せる量は120ℓまでです。引っ越しなどで出た多量のごみを一度にごみステーションに出すと、収集されずに残されますのでご注意ください。

再利用でごみを減量

使える物はリサイクルショップや知人に引き取って

もらいましょう。市でも市民を対象に「リサイクルバンク」を設けて不用品を回収し、希望者にお譲りしていますのでご利用ください。

多量のごみの処理の仕方

● 環境クリーンセンターに搬入する方法があります

「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」をあらかじめ分けて、ご自分で江別市環境クリーンセンター（八幡122 ☎ 391-0422）に運び入れることができます。【有料】料金は搬入時に重量により精算しますので、指定ごみ袋やごみ処理券・大型ごみ処理シールは使えません。



● 直接運び入れることができない場合は？

許可業者にごみの処理を依頼してください。【有料】

依頼先／江別リサイクル事業協同組合 ☎ 385-7124

無料 リサイクルバンク

江別リサイクル事業協同組合 ☎ 385-7124

対象品：そのまま利用可能な家具やスポーツ用品、子ども用品。
開館時間：月・水・木・金曜日 10時～12時、13時～16時。第1～第4土曜日 9時30分～11時30分。 **会場：**工栄町14-2

利用方法：平日の9時～17時に電話で申し込みいただき、火曜（祝日を除く）に回収に伺います。時間帯は午前か午後を選べます。都合が悪い方は、開館時間に直接お持ちいただけます（宅配などは不可）。※再利用できないと判断し、回収しない場合があります。

ごみの出し方 相談ダイヤル

☎ 384-5600

☎ 385-7134

ごみ・資源物の分け方・出し方、市で収集しないごみの処理方法などが分からない時や収集日なのにゴミが収集されずに残された場合など、ごみの出し方相談ダイヤルをご利用ください。

受付は、月曜～金曜日が9時～17時、土曜日・祝日、年末が9時～12時です。